

# 国民健康保険



国民健康保険

## 加入と手続き

### 加入者

職場の健康保険・船員保険・共済組合などに加入している方とその被扶養者および生活保護受給者を除く75歳未満の方は、必ず加入することになります。なお、一定の障害のある方は、65歳の誕生日以降、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

### 届け出るとき

加入または変更のときは、下記のほか写真付身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）をお持ちください。

届け出が必要な場合		必要なもの
国民健康保険に入るとき	転入したとき	転出証明書
	職場の健康保険をぬけたとき	資格喪失証明書
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止(停止)決定通知書
	子供が生まれたとき	父親または母親の保険証、母子健康手帳
国民健康保険をぬけるとき	他の市町村へ転出するとき	転出する方の保険証
	職場の健康保険に加入したとき	国保を喪失する方の保険証、職場の健康保険証
	生活保護を受けるようになったとき	世帯全員の保険証、保護開始決定通知書
	死亡したとき	亡くなった方の保険証、葬祭を行った方(喪主)の氏名が確認できるもの(会葬礼状等)、葬祭を行った方(喪主)の銀行口座番号
その他	住所または氏名などに変更があったとき	変更があった方全員の保険証
	世帯主が変わったとき	世帯全員の保険証

→各区役所・宮城総合支所保険年金課、秋保総合支所保健福祉課

## 主な給付の種類

### 主な給付の種類

給付の種類	こんなとき	給付と負担の内容
療養の給付	病院などで保険証および高齢受給者証を提示して治療を受けたとき	自己負担割合/ 小学校就学前まで…2割 小学校就学時から69歳まで…3割 70歳から74歳まで…2割または3割
入院時食事療養費	入院して食事の提供を受けたとき	自己負担額 一食につき460円(市町村民税非課税世帯は減額されます)
高額療養費	同じ月内に受けた診療の自己負担金が限度額を超えたとき	自己負担限度額(年齢や所得により異なります)を超えた分を払い戻します
高額介護合算療養費	世帯内で、国民健康保険に加入している方の1年間の医療費と介護保険での自己負担額の合計が基準額を超えたとき	基準額(年齢や所得により異なります)を超えた分を払い戻します
訪問看護療養費	訪問看護を受けたとき	療養の給付と同じ
療養費	急病などで病院に保険証を提示できずに医療費を全額支払ったときなど	支払った費用の一部が払い戻しになる場合があります
出産育児一時金	出産したとき	出生児1人につき42万円を支給
葬祭費	死亡したとき	葬祭を行った方(喪主)に5万円を支給

→各区役所・宮城総合支所保険年金課、秋保総合支所保健福祉課

## 特定健康診査・特定保健指導

### 特定健康診査・特定保健指導

被保険者のうち40歳から74歳までの方を対象に生活習慣病の予防を目的として特定健康診査を実施します。健康診査の結果によりメタボリックシンドロームやその予備群に該当する場合には、特定保健指導を実施し、生活習慣の改善と生活習慣病の予防に向けた支援を行います。

後期高齢者医療制度加入の方は、基礎健康診査(45ページ)が受診できます。

各種がん検診については、45ページをご覧ください。

→各区役所家庭健康課、各総合支所保健福祉課

# 後期高齢者医療制度

## 加入と手続き

### 加入者

- ①75歳以上の方
- ②65歳から74歳までの方で一定の障害のある方  
※下記参照

### 届け出るとき

75歳になる方は、加入の手続きは不要です。誕生日の前日までに後期高齢者医療被保険者証を送付します。

下記の場合は手続きが必要です。本人と確認できるもの(マイナンバーカード等の写真付きの身分証明書など)をお持ちください。

届け出が必要な場合	必要なもの
転入したとき	負担区分証明書、 本人と確認できるもの 転出証明書
市内で住所を変更したとき	保険証、 本人と確認できるもの
市外へ転出するとき	保険証
生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止(停止)決定通知書
死亡したとき	亡くなった方の保険証、亡くなった方と葬祭を行った方(喪主)の氏名が確認できるもの(会葬礼状等)、葬祭を行った方(喪主)の預貯金通帳の写し
保険証を紛失したとき	本人確認書類
65歳から74歳までの方で一定の障害のある方が加入するとき	障害者手帳など障害の状態が確認できるもの、これまでご加入の保険の保険証 <b>☎62ページ</b> 「一定の障害のある方の後期高齢者医療制度への加入について」へ

## 保険料と給付

### 保険料の納付方法

保険料は被保険者一人ひとりに納付いただきます。納め方は、原則として公的年金からの差し引きとなります(申出書の提出により口座振替に変更することもできます)。

年金額の年額が18万円未満の方や介護保険料との合算額が年金受給額の2分の1を超える方は、口座振替または納付書払いとなります。

→各区役所・宮城総合支所保険年金課、秋保総合支所保健福祉課

### 主な給付の種類

給付の種類	こんなとき	給付と負担の内容
療養の給付	病院などで保険証を提示して治療を受けたとき	自己負担割合 1割または3割
入院時食事療養費	入院して食事の提供を受けたとき	自己負担額 一食につき460円 (市町村民税非課税世帯は減額されます)
高額療養費	同じ月内に受けた診療の自己負担金が限度額を超えたとき	自己負担限度額(所得により異なります)を超えた分を払い戻します
高額介護合算療養費	世帯内で、後期高齢者医療制度に加入している方の1年間に負担した後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担金の合計額が、基準額を超えたとき	基準額(所得により異なります)を超えた分を払い戻します
訪問看護療養費	訪問看護を受けたとき	自己負担割合 1割または3割
療養費	急病などで病院で保険証を提示できずに医療費を全額支払ったときなど	支払った費用の一部が払い戻しになる場合があります
葬祭費	死亡したとき	葬祭を行った方(喪主)に5万円を支給

→各区役所・宮城総合支所保険年金課、秋保総合支所保健福祉課



# 国民年金

## 加入と保険料

### 国民年金への加入

20歳から、すべての人が国民年金に加入することになっています。大学、専修学校等の学生も加入することになっています。

### 加入の対象となる方

必ず加入する方	第1号被保険者	自営業、農林漁業、学生などの日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方で、次の第2号・第3号被保険者に該当しない方
	第2号被保険者	会社員や公務員など、厚生年金保険に加入している方
	第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の方
希望すれば加入できる方	国内に住んでいる60歳以上70歳未満の方（65歳以上の方は受給資格期間を満たしていない方）	
	外国に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人	
	60歳未満の老齢（退職）年金の受給権者	

### 保険料

#### 保険料の納入

国民年金の保険料（第1号被保険者）は、納付書（現金）での納付、口座振替、電子納付、クレジットカードでの納付があります。前納すると割引になります。

→年金事務所 99ページ

#### 保険料の免除

経済的な理由などで保険料が納められない場合は、申請して承認されると免除されます。

#### 学生納付特例制度

学生本人の所得が一定以下の場合、申請により、在学中の保険料が後払いできます。

#### 納付猶予制度

50歳未満の方で、本人と配偶者の所得が一定以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。

#### 産前産後期間の保険料免除

国民年金第1号被保険者は、出産予定日または出産日前後の一定期間の保険料が免除されます。

→各区役所・宮城総合支所保険年金課、秋保総合支所保健福祉課

### こんなときは届け出を

#### 各区役所・宮城総合支所保険年金課、秋保総合支所保健福祉課へ届け出

届け出が必要な場合	必要なもの
会社をやめたとき（扶養している配偶者の変更も必要）	本人・配偶者の年金手帳、退職日が分かる書類など
厚生年金に加入している配偶者の扶養からはずれたとき	年金手帳 扶養をはずれた日が分かる書類など
第1号被保険者の方で国民年金を受けようとするとき	国民年金窓口へお問い合わせください。
基礎年金のみ受給している方が死亡したとき	国民年金窓口へお問い合わせください。

#### 年金事務所等へ届け出

届け出が必要な場合	必要なもの
厚生年金に加入している配偶者の扶養になったとき	配偶者（厚生年金加入者）の勤務先にお問い合わせください。
第3号被保険者期間のある方が老齢基礎年金を受けようとするとき	年金事務所の窓口へお問い合わせください。

→年金事務所 99ページ

### 基礎年金の種類

老齢基礎年金	国民年金の保険料の納付および免除の期間などの合計が10年以上（平成29年7月までは25年以上）ある方が受けられます。
障害基礎年金	国民年金に加入している間、または被保険者の資格を失ったあとの60歳以上65歳未満の間にかかった病気やケガにより障害者になったとき支給されます。 20歳になる前の傷病によって障害者となった方が20歳になったとき支給されます（本人の所得制限があります）。
遺族基礎年金	国民年金に加入している間に死亡するか、または老齢基礎年金の受給資格を満たしたあとで死亡したとき、その方に生計を維持されていた子のある配偶者または子に支給されます。

### 第1号被保険者独自の給付

寡婦年金	国民年金保険料を10年以上納めて年金を受け取る資格を持つ夫が、年金を受けずに死亡したとき、婚姻期間が10年以上ある妻に60歳から65歳になるまでの期間支給されます。
死亡一時金	国民年金保険料を3年以上納めた方が年金を受けずに死亡し、遺族が遺族基礎年金を受けられないとき支給されます。
付加年金	付加保険料を納めた期間について老齢基礎年金に加算されます。

→各区役所・宮城総合支所保険年金課、秋保総合支所保健福祉課

年金の相談 42ページ